

第4章 エリア・地区ごとの景観形成方針と景観形成基準

1. 基本的な考え方

この章では、エリア・地区ごとに景観形成方針と景観形成基準を設定します。

(1) 景観形成方針について

景観づくりの基本的な考え方を示すものです。エリア・地区ごとに基本方針で示した守る、整える、生かす、育むのそれぞれについて方向性を定めています。併せてエリア・地区において、その固有性を表している「大切にしたい典型的な風景」をイメージで表現し、景観づくりの方向をより具体的に示しています。

(2) 景観形成基準について

届出対象行為に該当する建築物の建築行為や工作物の建設行為、開発行為などの際は、この景観形成基準に必ず沿う必要があります。また、良好な景観形成の観点から、届出対象外の行為についても、景観形成基準への適合を求めます。

景観形成基準の詳細については、「届出の手引き」を参照するものとし、行為の内容により、景観アドバイザーの技術的支援を受ける必要があります。なお、景観アドバイザーなどの意見を聞き、全体として景観への配慮が認められれば、景観形成基準の適用除外となることがあります。

(3) 市民や事業者に取り組んでもらいたい景観づくりについて

景観形成方針と景観形成基準に沿った景観づくりをより良い形で実現していくために必要と考えられる、行為や取り組みを示しています。

表 景観計画区域内における届出対象行為

対象行為	届出対象の範囲			中心市街地エリア			田園エリア		有明海・干拓地エリア
	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区	田園集落・社寺林地区	公共交通軸地区				
①建築物の建築等 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をさします。	すべての建築行為			高さ10m以上、又は延床面積500㎡以上					
②工作物の建設等 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をさします。	塔状工作物類、遊戯施設類	すべての建設行為			高さ10m以上(ただし電柱等※ ¹ を除く)				
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車庫等	すべての建設行為			高さ10m以上、又は築造面積500㎡以上				
	垣、柵、塀、擁壁等	すべての建設行為			高さ2m以上(柵や擁壁が複合している場合はその合計の高さとする。)				
	橋梁等	すべての建設行為			延長20m以上				
	自動販売機、ごみ集積場、汲水場	すべての建設行為			—				
	水門、樋管、農水設備等	すべての建設行為							
③開発行為	すべての行為		行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上		行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上				
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	すべての行為		行為に係る土地の面積の合計が500㎡以上		行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上				
⑤木竹の伐採	すべての行為※ ²			—					
⑥屋外での物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4m以上のもの								
⑦特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更								

※¹ 電力柱、NTT柱などコンクリート柱を指す

※² 通常の管理行為、軽易な行為および非常災害のため必要な応急処置として行う行為は除く

2. エリア・地区ごとの景観形成方針及び基準

中心市街地エリア（城堀周辺地区、旧城下町地区）

（1）景観形成方針

①エリア・地区の概要

中心市街地の中の柳河、城内、沖端地区などを指し、旧城下町の城堀をどんこ舟がゆっくりと下っていく姿が特徴的です。歴史を感じさせるまち並みや古い建物が残されている一方でまちなかににぎわいが少なくなり、高層の集合住宅が建設されるなど、景観の変化が見られ始めています。



②景観形成方針

守る＝保全・維持

掘割や町割、武家住宅はもちろん、生垣や風情ある小路など、官民一体となって柳川の歴史や文化を物語る風情ある景観を守ります。

整える＝整備・修景

この地区の景観を柳川を代表するものと考え、建築物や公共空間に対して、積極的な景観形成を行い、官民一体となって柳川市民が誇れる景観を整えます。

生かす＝演出・活用

多くの観光客を迎える地区として景観の素晴らしさを伝え、住みたい訪れたい柳川を目指し、地域住民が主体となって、景観を生かした、柳川ブランドの向上に取り組みます。

育む＝協働・啓発

住民やNPOなどの景観への取り組みが、さらに活性化していくよう、行政が支援しながら、地域住民の自発的な景観づくりを育みます。

③大切にしたい典型的な風景

●城堀沿いの風景

水面のゆらぎ、石積み護岸、四季を彩る緑、もたせの構造をもつ石造りの橋や汲水場が今も残り、人々の営みを垣間見ることができます。これら人々の暮らしを感じさせる景観資源を大切にしながら、掘割を眺める橋や道路、豊かな緑などを生かした景観づくりが期待されています。

●昔ながらの路地がある風景

西覚寺小路や恵美須町、袋町、江曲などには、生垣や木塀、掘割と小路と民家が入り組んだ町割や、まちのたたずまいなど、昔ながらの風情が残る柳川特有の小路が今も残されています。このような路地だからこそ残る柳川の風情を大切にしたい景観づくりが期待されています。

●まちなかの風景

定住促進と景観保全とのバランスを考えた新たなまちづくりが求められています。マンションなどの高層建築物が増え、景観が変化している中で、商店街のにぎわいや人の往来を生むまちなかの景観づくりが期待されています。

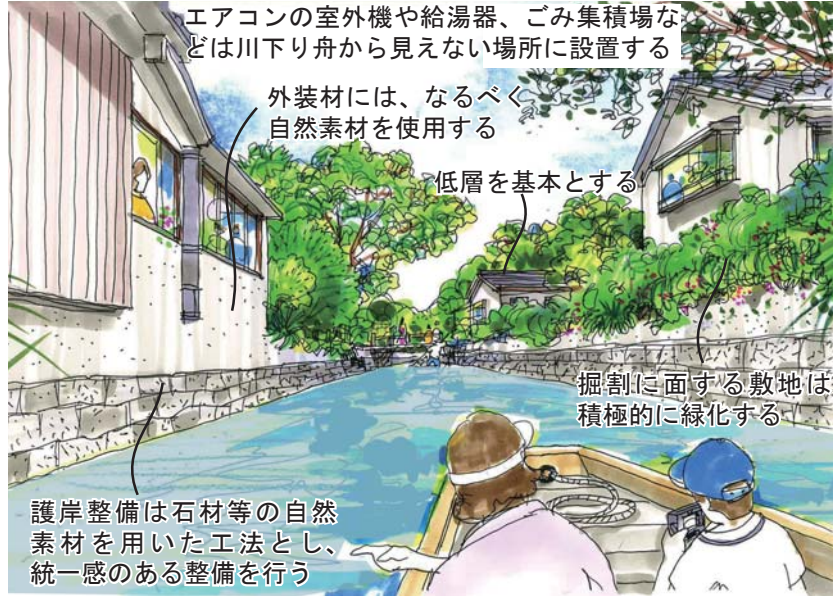
④景観づくりのイメージ

エリア・地区の固有性を表す風景に対する目指すべき姿を以下のように設定します。

城堀沿いの風景 ー水際の近くに生活が見える掘割ー

どんこ舟での川下りは、柳川市の景観を生かした人気の観光資源です。静かで緩やかに下る舟の上からは、緑豊かな自然や歴史的建造物、掘割に面した人々の暮らしを垣間見ることができます。

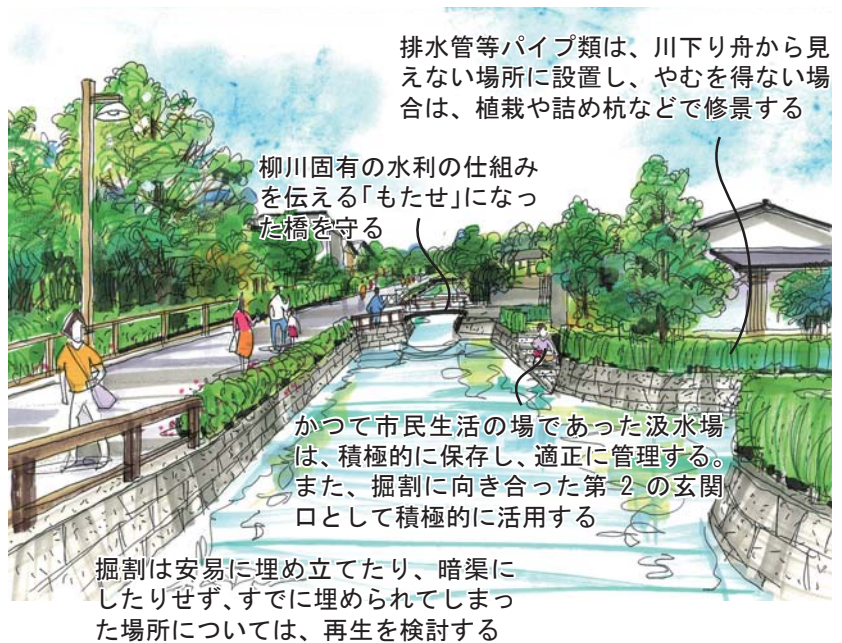
この水郷の暮らしの風景を守ります。



城堀沿いの風景 ー橋や遊歩道などから見る掘割ー

橋の上から城堀を眺めると、並倉などの歴史的建造物やその横を流れる掘割や川下り舟が見えます。掘割沿いは、昔ながらの地割が残されている所が多く、平坦な地形の柳川において、旧城下町の姿を今に残しています。

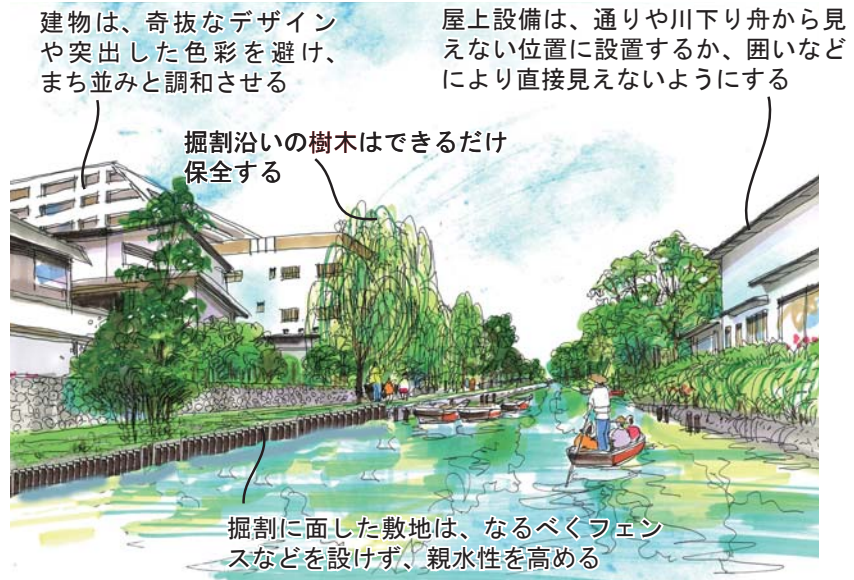
この城堀を眺める穏やかな風景を守ります。



城堀沿いの風景 —広々としたゆとりを感じる掘割—

掘割の水辺は見る場所によっていくつもの表情を見せます。周囲に建物が少なく、幅の広い掘割では、遊歩道や農地が隣接し、広々としたゆとりある水辺を感じます。

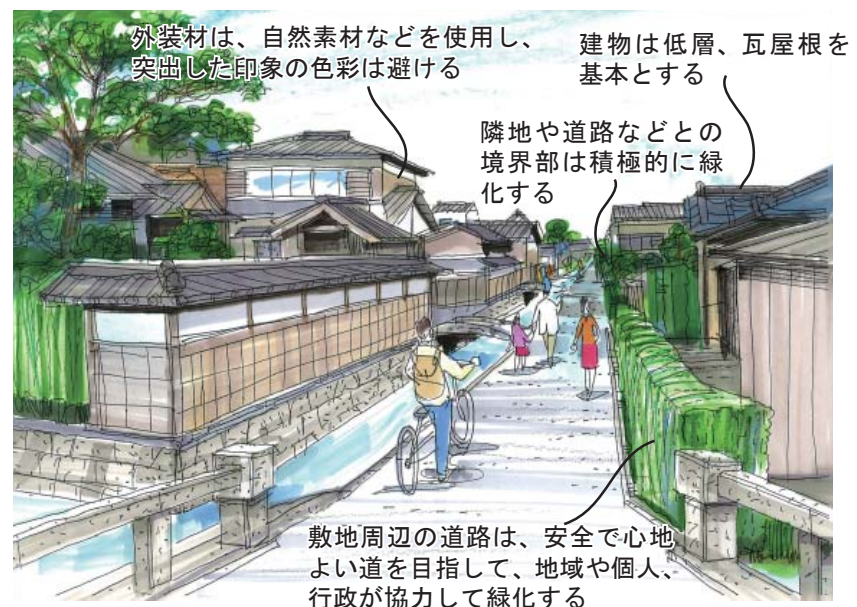
このゆったりとした掘割の風景を守ります。



昔ながらの路地のある風景 —風情ある小路・町人町—

旧城下町エリアの西覚寺小路などには、寺が立ち並び、風情のあるまち並みをつくりだしています。こういった路地は、少しずつ拡張されてはいますが、路地際の生垣や家の前に庭がある配置は、小路沿いの家並みの特徴を残しています。

この小路・町人町の暮らしの風景を守ります。



まちなかの風景 —町家が残る商店街のにぎわい—

伝統ある商店や寺が立ち並ぶ通りは、住民の活動により板塀による修景や雛飾りなど、通りをあげた取り組みが行われています。瓦屋根の軒が並ぶ風景は、一部ながら残されています。

この町家が残る商店街のにぎわいを守ります。



以上のような景観づくりのイメージを実現していくために必要な「景観形成基準」や「市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり」について、次ページ以降に示します。

(2) 景観形成基準

届出対象行為に対する守るべき基準です。届出対象行為に該当する建築、建設行為などの際はこれらの基準に沿うことが必要です。

①建築物の建築等

位置	・汲水場に通じる出入り口を持つ宅地や城下町の雰囲気を残す細い路地など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。																																										
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。 ・旧城下町などの眺望景観の確保や歴史的風致との調和を図る必要のある場所では、低層を基本とする。 																																										
高さ	・掘割の端から一筆程度(約20m)の範囲においては、高さを10m未満とする。それ以外の場所については、高さを16m未満とする。																																										
デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。																																										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材(木材、漆喰、土壁、瓦など)については使用可能とする。 <p>【マンセル表色系に基づく外壁の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="4">2以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="4">4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・掘割の端から一筆程度(約20m)の範囲を除き、見附面積の5%以下かつ高さ10m未満の位置に使用される色については、景観への配慮が認められる場合、アクセントカラーとして色彩基準外の色を使用可能とする。 ・アクセントカラーを用いる場合は、原則1色とする。 <p>【マンセル表色系に基づく屋根の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5以下</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2以上9以下				10m以上	4以上9以下				彩度	—	4以下	2以下	2以下	—	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5以下			8以下	彩度	4以下	2以下	2以下	—
	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																					
	明度	10m未満	2以上9以下																																								
		10m以上	4以上9以下																																								
彩度	—	4以下	2以下	2以下	—																																						
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																							
明度	7.5以下			8以下																																							
彩度	4以下	2以下	2以下	—																																							
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 ・外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。 																																										
緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。																																										
付帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場などを設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・自動販売機は、木製の囲いの設置や、以下の推奨色の使用などにより、周囲になじむような形で設置する。 																																										
	推奨色名称	ダークグレー	ダークブラウン	オフグレー	グレーベージュ																																						
	マンセル値	10YR3.0/0.2	10YR2.0/1.0	5Y7.0/0.5	10YR6.0/1.0																																						

②工作物の建設等						
位置	・汲水場に通じる出入り口を持つ宅地や城下町の雰囲気を残す細い路地など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。					
規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。					
高さ	・掘割の端から一筆程度(約20m)の範囲においては、高さを10m未満とする。それ以外の場所については、高さを16m未満とする。					
デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。					
色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材(木材、漆喰、土壁、瓦など)については使用可能とする。 【マンセル表色系に基づく色彩基準】					
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
	明度	10m未満	2以上9以下			
		10m以上	4以上9以下			
彩度	—	4以下	2以下	2以下	—	
緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に敷地の緑化を進めることとし、敷地面積が500㎡以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。					
その他工作物	・掘割に面して水辺に近づけるようつくられている汲水場は、歴史的資源として重要で、掘割に面した敷地で住宅などの建設を行う際には取り壊すことのないように心がける。また、掘割側に開口部を設ける場合は、歴史的形態に配慮する。					
	・ごみ集積場などは、通りや川下り舟から見える場所には、設置しない。やむを得ない場合は、なるべく目立たないように高さや色、デザインに配慮する。					
	・排水管等パイプ類は、川下り舟から見えない場所に設置し、やむを得ない場合は、植栽や詰め杭などで修景する。					
・自動販売機は、木製の囲いの設置や、以下の推奨色の使用などにより、周囲になじむような形で設置する。						
推奨色名称		ダークグレー	ダークブラウン	オフグレー	グレーベージュ	
マンセル値		10YR3.0/0.2	10YR2.0/1.0	5Y7.0/0.5	10YR6.0/1.0	

③開発行為	・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面については、周辺景観と調和した緑化などにより修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	・開墾後の土地の形状が、周辺の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	・保存方法について検討し、やむを得ず伐採する場合は植え替えなどにより積極的に修景する。
⑥屋外での物件の堆積	・堆積物が通りや川下り舟から見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。
⑦特定照明	・色温度の低い照明を用いる。 ・緑、石積み、まち並み、人々の表情が豊かに見える演色性の高い照明を用いる。 ・道、舟などから見たまぶしさ(グレア)のない快適な光環境をつくる。 ・点滅、動き、派手な色などの過度な演出のない安心感のある光環境をつくる。 ・昼間の景観を損なうことがないように照明器具を設置する。

(3) 市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり

・公共下水道への接続などにより、生活雑排水を直接掘割に流さないようにする。 ・掘割に面する土地に駐車場を設置する場合は、川下り舟から直接車が見えないよう、生垣などで境界部を修景する。 ・掘割に面してなるべくフェンスなどは設けず、建築物や工作物が掘割の上にせり出さないようにする。 ・建物のデザインについては、奇抜なデザインを控え、瓦屋根とするなど、周辺環境との調和に配慮する。

中心市街地エリア（西鉄柳川駅周辺地区）

（１）景観形成方針

①エリア・地区の概要

中心市街地の中の西鉄柳川駅の西・東側が対象で、柳川市の玄関口として人の往来が多く見られる場所です。駅西側は既成の駅前であり、商業施設が立ち並んでいるものの、柳川市を訪れる人にとって、まちの魅力伝えているとは言いがたい風景です。また東側は土地区画整理事業によって新しいまちがつくられており、それぞれの状況に応じた景観づくりが期待されています。



中心市街地エリア
（西鉄柳川駅周辺地区）

②景観形成方針

守る＝保全・維持

駅西側のにぎわいの景観を維持しつつ、東側の新しいまちづくりとのバランスを重視し、官民一体となった景観づくりに取り組みます。

整える＝整備・修景

柳川市の玄関口として、訪れた人に感動を与えられるように、歴史や風格を感じさせ、まちへ行ってみたいくなるような景観となるよう官民が一体となって整えます。

生かす＝演出・活用

駅周辺としての利便性と、自然や歴史・文化が身近にある恵まれた住環境を生かし、駅周辺が親しみのある空間となることで、住みたい、訪れたいまちの魅力を高めます。

育む＝協働・啓発

柳川市の玄関口として、既成市街地の充実や新しい住宅地としての景観形成を、住民、事業者の自発的な取り組みを行いながら育みます。

③大切にしたい典型的な風景

●駅前の風景（西口）

駅の西口は、観光の玄関口として、公共交通の利便性が高く、にぎわいのある柳川らしい景観づくりが求められています。駅関連施設と周囲の建築物との調和や緑化などに配慮し、柳川市の顔として秩序ある景観形成が期待されています。

●駅前の風景（東口）

駅の東側は、土地区画整理事業が完了し、新しい住宅地として暮らしやすさや親しみのある景観づくりが期待されています。住民・事業者と行政との協働による景観形成に向けた実践が期待されています。

④景観づくりのイメージ

エリア・地区の固有性を表す風景に対する目指すべき姿を以下のように設定します。

駅前風景（西口）－柳川市の玄関口－

西鉄柳川駅西口は、駅前広場を中心に柳川市の玄関口として広く市民や来訪者に利用されています。

そこで、本市の玄関口としてふさわしい景観を整えます。

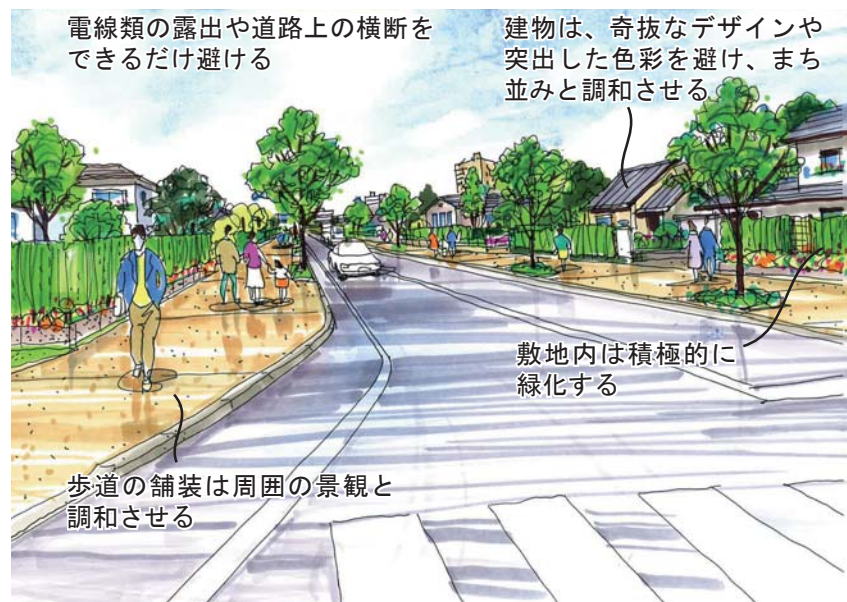


中心市街地エリア
(西鉄柳川駅周辺地区)

駅前風景（東口）－快適に住んでみたくなる住宅地－

西鉄柳川駅東口においては、土地区画整理事業が完了し、駅周辺として利便性の高い住環境が整いました。

そこで、定住を促す快適で親しみのあるまち並みの景観を整えます。



以上のような景観づくりのイメージを実現していくために必要な「景観形成基準」や「市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり」について、次ページ以降に示します。

(2) 景観形成基準

届出対象行為に対する守るべき基準です。届出対象行為に該当する建築、建設行為などの際はこれらの基準に沿うことが必要です。

①建築物の建築等																																											
位置	<ul style="list-style-type: none"> 商店が立ち並び、通りに面した箇所に入出口が連なってにぎわいをつくり出しているといった現況など、既存の建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。 																																										
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。 																																										
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 柳川橋～新町水門付近の掘割から東側に約 100 m の範囲については、高さを 16 m 未満とする。 																																										
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 駅前広場に面する建物は、駅前広場や周辺の建築物と調和した形態とする。 																																										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材(木材、漆喰、土壁、瓦など)については使用可能とする。 駅前広場に面する建物は、テナント間で色彩を調整するなど、市の玄関口にふさわしいまち並みを形成する。 <p>【マンセル表色系に基づく外壁の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m 未満</td> <td colspan="4">2 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10 m 以上</td> <td colspan="4">4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 見附面積の 5% 以下かつ高さ 10 m 未満の位置に使用される色については、景観への配慮が認められる場合、アクセントカラーとして色彩基準外の色を使用可能とする。 アクセントカラーを用いる場合は、原則 1 色とする。 <p>【マンセル表色系に基づく屋根の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5 以下</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m 未満	2 以上 9 以下				10 m 以上	4 以上 9 以下				彩度	—	4 以下	2 以下	2 以下	—	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5 以下			8 以下	彩度	4 以下	2 以下	2 以下	—
	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																					
	明度	10m 未満	2 以上 9 以下																																								
		10 m 以上	4 以上 9 以下																																								
彩度	—	4 以下	2 以下	2 以下	—																																						
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																							
明度	7.5 以下			8 以下																																							
彩度	4 以下	2 以下	2 以下	—																																							
素材	<ul style="list-style-type: none"> 外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。また、商業地としてのにぎわいを創出する、ガラスウォールや金属板などの使用を認める。 																																										
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を 3% 以上確保する。 																																										
付帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場などを設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 自動販売機の色は、木製の囲いの設置や、以下の推奨色の使用などにより、周囲になじむような形で設置する。 																																										
	推奨色名称	ダークグレー	ダークブラウン	オフグレー	グレーベージュ																																						
	マンセル値	10YR3.0/0.2	10YR2.0/1.0	5Y7.0/0.5	10YR6.0/1.0																																						

②工作物の建設等

位置	<ul style="list-style-type: none"> ・商店が立ち並び、通りに面した箇所に入出入口が連なってにぎわいをつくり出しているといった現況など、既存の建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。 																											
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。 																											
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・柳川橋～新町水門付近の掘割から東側に約 100 mの範囲については、高さを 16 m未満とする。 																											
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																											
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【マンセル表色系に基づく色彩基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m 未満</td> <td colspan="4">2 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10 m以上</td> <td colspan="4">4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m 未満	2 以上 9 以下				10 m以上	4 以上 9 以下				彩度	—	4 以下	2 以下	2 以下	—
色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																							
明度	10m 未満	2 以上 9 以下																										
	10 m以上	4 以上 9 以下																										
彩度	—	4 以下	2 以下	2 以下	—																							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に敷地の緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m²以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3%以上確保する。 																											
その他工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場などは、通りや川下り舟から見える場所には、設置しない。やむを得ない場合は、なるべく目立たないよう高さや色、デザインに配慮する。 ・自動販売機は、木製の囲いの設置や、以下の推奨色の使用などにより、周囲になじむような形で設置する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>推奨色名称</th> <th>ダークグレー</th> <th>ダークブラウン</th> <th>オフグレー</th> <th>グレーベージュ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンセル値</td> <td>10YR3.0/0.2</td> <td>10YR2.0/1.0</td> <td>5Y7.0/0.5</td> <td>10YR6.0/1.0</td> </tr> </tbody> </table>					推奨色名称	ダークグレー	ダークブラウン	オフグレー	グレーベージュ	マンセル値	10YR3.0/0.2	10YR2.0/1.0	5Y7.0/0.5	10YR6.0/1.0													
推奨色名称	ダークグレー	ダークブラウン	オフグレー	グレーベージュ																								
マンセル値	10YR3.0/0.2	10YR2.0/1.0	5Y7.0/0.5	10YR6.0/1.0																								

③開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面については、周辺景観と調和した緑化などにより修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・開墾後の土地の形状が、周辺の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	—
⑥屋外での物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が通りや川下り舟から見えなように遮蔽するなどの工夫を行う。
⑦特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

(3) 市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり

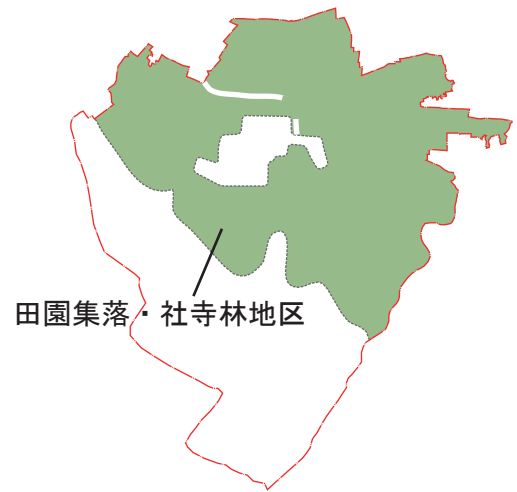
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続などにより、生活雑排水を直接掘割に流さないようにする。 ・駅西側については、低層部は商業施設で構成し、来訪者を迎え入れるとともに、にぎわいが感じられる工夫をする。 ・立体駐車場は、道路などの公共空間から直接見えない場所に配置し、やむを得ない場合は、垣などで修景する。建築物に付属させる場合は、建築物と同様の外壁とする。 ・店舗等の軒やひさし開口部などは突出した印象の色を避け、建築物と一体的なデザインとする。 	
---	--

田園エリア（田園集落・社寺林地区）

（１）景観形成方針

①エリア・地区の概要

田園が広がる地区では、水路が縦横に巡り、集落の家並みや社寺林が点在し、現在も水を大切にしたいこの地域ならではの農村の暮らしが展開されています。人と人とのつながりを大切に、これらの営みの継承とその暮らしの景観を守っていくことが望まれています。



②景観形成方針

守る＝保全・維持

地域住民が主体となって、水を大切にしつつ営んできた農村の暮らしを守り、掘割が巡り、ヤナギやメダケがそよぐ、農地に囲まれた穏やかな集落がある景観を守ります。

整える＝整備・修景

暮らしの形態が変わり、景観資源が失われているような状況に対しては、穏やかな田園景観が受け継がれていくよう、官民一体となって景観を整えます。

生かす＝演出・活用

農業やその他各産業間の連携を大切に、美しい景観から育まれた農産物としてブランド価値を高めるよう、生産者の協力によって景観のイメージを生かします。

育む＝協働・啓発

これらの地区に継承されている地域のつながりを大切にしながら、地域や個人の自発的な景観づくりを育みます。

③大切にしたい典型的な風景

●集落のある風景

耕作地を作り上げる過程で生まれた田園集落には、農地と集落が一体的に配置され、田園の暮らしが作りだす穏やかな景観が広がっています。これらの豊かな農業が生む景観づくりに期待が寄せられています。

●社寺林のある風景

田園集落・社寺林地区の各集落には神社があり、社寺林は地域の目印となっています。これらの樹林は低平地に広がる田園風景に彩りを添えます。協働の意識を継承し、地域のつながりを生かした景観づくりが期待されています。

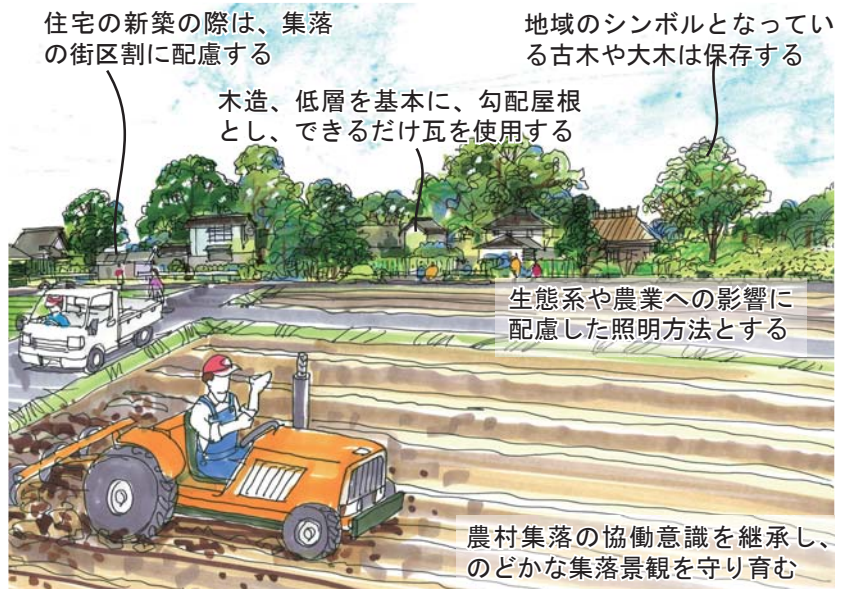
④景観づくりのイメージ

エリア・地区の固有性を表す風景に対する目指すべき姿を以下のように設定します。

集落のある風景 — 田園の営みや暮らし —

市内の田園集落・社寺林地区に点在する集落には、農地と集落が一体的に配置され、田園の暮らしが作りだす穏やかな景観が広がっています。

この穏やかな集落がある風景を守ります。



社寺林のある風景 — 田園に彩りを添える —

市内の多くの集落内には神社があり、社寺の建築物や社寺林は地域にとって目印（シンボル）となっています。これらの樹林は低平地に広がる田園風景に彩りを添えます。

この社寺林の風景を守り、地域のつながりを生かした景観づくりを行います。



以上のような景観づくりのイメージを実現していくために必要な「景観形成基準」や「市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり」について、次ページ以降に示します。

(2) 景観形成基準

届出対象行為に対する守るべき基準です。届出対象行為に該当する建築、建設行為などの際はこれらの基準に沿うことが必要です。

①建築物の建築等																																											
位置	<ul style="list-style-type: none"> 社寺等の歴史的建造物とその周囲の林（社寺林）との位置関係、集落内の家屋を道でつないだ「小路」など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。 																																										
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。 周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。 																																										
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																																										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【マンセル表色系に基づく外壁の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="4">2以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="4">4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 見附面積の5%以下かつ高さ10m未満の位置に使用される色については、景観への配慮が認められる場合、アクセントカラーとして色彩基準外の色を使用可能とする。 アクセントカラーを用いる場合は、原則1色とする。 <p>【マンセル表色系に基づく屋根の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5以下</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2以上9以下				10m以上	4以上9以下				彩度	—	4以下	2以下	2以下	—	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5以下			8以下	彩度	4以下	2以下	2以下	—
	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																					
	明度	10m未満	2以上9以下																																								
		10m以上	4以上9以下																																								
彩度	—	4以下	2以下	2以下	—																																						
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																							
明度	7.5以下			8以下																																							
彩度	4以下	2以下	2以下	—																																							
素材	<ul style="list-style-type: none"> 金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。 																																										
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。 																																										

②工作物の建設等																								
位置	・社寺等の歴史的建造物とその周囲の林(社寺林)との位置関係、集落内の家屋を道でつないだ「小路」など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。																							
規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。																							
デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。																							
色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材(木材、漆喰、土壁、瓦など)については使用可能とする。 【マンセル表色系に基づく色彩基準】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="4">2以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="4">4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2以上9以下				10m以上	4以上9以下				彩度	—	4以下	2以下	2以下	—
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																		
	明度	10m未満	2以上9以下																					
10m以上		4以上9以下																						
彩度	—	4以下	2以下	2以下	—																			
・ガードレールなど防護柵については周辺景観に調和する景観色を推奨する。																								
緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に敷地の緑化を進めることとし、敷地面積が500㎡以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。																							

③開発行為	・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面については、周辺景観と調和した緑化などにより修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	・開墾後の土地の形状が、周辺の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	—
⑥屋外での物件の堆積	・堆積物が通りや川下り舟から見えなように遮蔽するなどの工夫を行う。
⑦特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

(3) 市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり

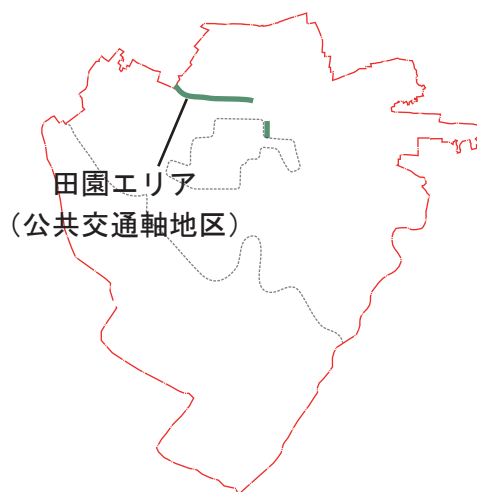
<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の設置や公共下水道への接続などにより、生活雑排水を直接掘割に流さないようにする。 ・木造、低層を基本とした昔ながらの伝統的たたずまいとし、広大な田園景観になじむ工夫をする。 ・山並みへの眺望景観など、遠景への違和感が少なくなるように勾配屋根とし、できるだけ瓦を使用する。 ・社寺林や古木、大木など、地域のシンボルとなり、市民に親しまれている緑は積極的に保全する。 ・農業用資材などは、道路などの公共の場所から見えるところに長期間置かない。

田園エリア（公共交通軸地区）

（1）景観形成方針

①エリア・地区の概要

田園エリアの中の幹線道路沿いの一部では、商業施設や業務系施設が連続的に立地しています。特に、筑後都市圏における公共交通軸（民間投資を誘導する地区）として位置づけられた西鉄柳川駅から大川市役所に向かう幹線道路沿いにおいては、その傾向が顕著です。経済活動と田園を背景とした落ち着きあるまち並みとのバランスが求められます。



②景観形成方針

守る＝保全・維持

商業施設や業務系施設が連続して立ち並び、市内外から多くの人を訪れるにぎわいのある景観を守っていきます。

整える＝整備・修景

商業施設等が立ち並ぶにぎわいがある場所でありながら、派手に目立つことなく、シンプルで質の高いデザインを推奨するなど、落ち着きあるまち並みを整えます。

生かす＝演出・活用

広域性を生かしながら、周辺にある田園風景と調和した洗練された都市的景観を形成することで、魅力的な公共交通軸の形成に取り組みます。

育む＝協働・啓発

通りに面した場所を緑化するなど、地域の魅力を高める事業者の自発的な景観づくりを育みます。

③大切にしたい典型的な風景

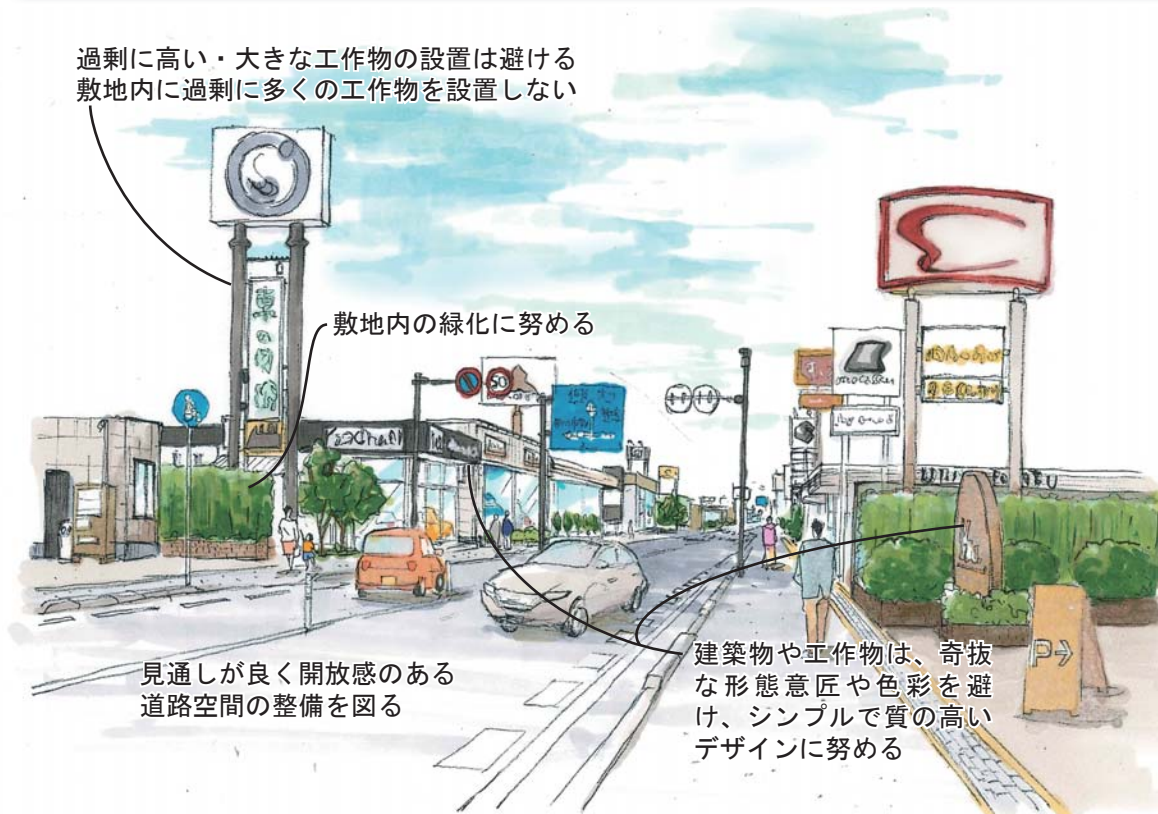
●沿道の風景

国道 208 号沿いでは、多くの商業施設や業務系施設が立ち並び、柳川を訪れる人に活気を印象付ける大切な役割を担っています。にぎわいある空間ながら、単に雑然とした風景となるのではなく、周辺にある田園風景との調和も重要になります。落ち着きある柳川らしい存在感や連続性に配慮した質の高い景観形成が期待されています。

④景観づくりのイメージ

エリア・地区の固有性を表す風景に対する目指すべき姿を以下のように設定します。

沿道の風景 —まとまりのある魅力的な通り—



国道 208 号の一部は、筑後都市圏における公共交通軸として市民の生活を支える商業施設や業務系施設が立ち並び、にぎわいと活気を感じることができます。

単に雑然とした沿道風景ではなく、周辺にある田園風景との調和にも配慮した質の高い景観を整えます。

以上のような景観づくりのイメージを実現していくために必要な「景観形成基準」や「市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり」について、次ページ以降に示します。

(2) 景観形成基準

届出対象行為に対する守るべき基準です。届出対象行為に該当する建築、建設行為などの際はこれらの基準に沿うことが必要です。

①建築物の建築等																																											
位置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道に立ち並び活気を印象付けている商業施設や業務系施設など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。 																																										
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。 周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。 																																										
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																																										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【マンセル表色系に基づく外壁の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="4">2以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="4">4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 見附面積の5%以下かつ高さ10m未満の位置に使用される色については、景観への配慮が認められる場合、アクセントカラーとして色彩基準外の色を使用可能とする。 アクセントカラーを用いる場合は、原則1色とする。 <p>【マンセル表色系に基づく屋根の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5以下</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2以上9以下				10m以上	4以上9以下				彩度	—	6以下	4以下	4以下	—	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5以下			8以下	彩度	6以下	4以下	4以下	—
	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																					
	明度	10m未満	2以上9以下																																								
		10m以上	4以上9以下																																								
	彩度	—	6以下	4以下	4以下	—																																					
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																							
明度	7.5以下			8以下																																							
彩度	6以下	4以下	4以下	—																																							
素材	<ul style="list-style-type: none"> 外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。また、商業地としてのにぎわいを創出する、ガラスウォールや金属板等の使用を認める。 																																										
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。 																																										

②工作物の建設等																								
位置	・沿道に立ち並び活気を印象付けている商業施設や業務系施設など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。																							
規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。																							
デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。																							
色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 【マンセル表色系に基づく色彩基準】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m 未満</td> <td colspan="4">2 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10 m 以上</td> <td colspan="4">4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m 未満	2 以上 9 以下				10 m 以上	4 以上 9 以下				彩度	—	6 以下	4 以下	4 以下	—
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																		
	明度	10m 未満	2 以上 9 以下																					
10 m 以上		4 以上 9 以下																						
彩度	—	6 以下	4 以下	4 以下	—																			
・ガードレールなど防護柵については周辺景観に調和する景観色を推奨する。																								
緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に敷地の緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m ² 以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3% 以上確保する。																							

③開発行為	・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面については、周辺景観と調和した緑化などにより修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	・開墾後の土地の形状が、周辺の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	—
⑥屋外での物件の堆積	・堆積物が通りや川下り舟から見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。
⑦特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

(3) 市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり

・合併浄化槽の設置や公共下水道への接続などにより、生活雑排水を直接掘割に流さないようにする。 ・屋外広告物は、過剰に大きなものを避け、突出した印象の色を避けるまたは広範囲には使わないなど落ち着いたまち並みづくりに努める。 ・屋外広告物のデザインは奇抜なものを避け、高質化に努める。
--

(1) 景観形成方針

①エリア・地区の概要

干拓地や有明海の沿岸では、大きな曲線状の堤防跡に民家が立ち並び、歴代の干拓事業でつくられた環境の中で干拓地ならではの暮らしが営まれています。人と自然とが共生して展開されてきた干拓地の農の営みや有明海の海の営みと、そこに住む人々のつながりなどの継承とその暮らしの景観を守っていくことが望まれています。



②景観形成方針

守る＝保全・維持

地域住民が主体となって、水を大切にしつつ営んできた農村の暮らしを守り、広大な農地や堤防跡の上に連なる列状集落の穏やかな集落がある景観を守ります。

整える＝整備・修景

暮らしの形態が変わり、景観資源が失われているような状況に対しては、有明海や干拓地の豊かな環境や広々とした景観が受け継がれていくよう、官民一体となって景観を整えます。

生かす＝演出・活用

農漁業を中心とし、各産業間の連携を大切にし、美しい景観から育まれた農産・海産物としてブランド価値を高めるよう、生産者の協力によって景観のイメージを生かします。

育む＝協働・啓発

これらの地区に継承されている地域のつながりを大切にしながら、地域や個人の自発的な景観づくりを育みます。

③大切にしたい典型的な風景

●列状集落のある風景

大規模な干拓事業により造られた旧堤防の跡は、周囲より標高が高いため、列状に集落が立ち並びました。また海に関わる神社や、旧堤防の両側のいかりと呼ばれる掘割が見られます。協働の意識を継承し、地域のつながりを生かした景観づくりが期待されています。

●広大な農地の広がる風景

米、麦、大豆など季節によって田園の色は変化します。旧堤防から眺める広大な風景は、壮大です。これらの豊かな農業が生む、景観づくりに期待が寄せられています。

●雲仙岳や多良岳を望む風景

希少な魚介類を育む有明海の環境を守りながら、雄大な有明海の風景を守ります。これらの豊かな漁業が生む、景観づくりに期待が寄せられています。

④景観づくりのイメージ

エリア・地区の固有性を表す風景に対する目指すべき姿を以下のように設定します。

列状集落のある風景 —干拓の歴史を感じる—

堤防の上につくられた列状集落や、その両側にいかりと呼ばれる掘割が残っています。列状集落は、幾重にも残り、干拓事業の変遷と干拓後の宅地開発の変遷を見ることができます。

この列状集落のある風景を守ります。



広大な農地の広がる風景 —有明海に向けて広がる干拓地—

旧堤防の前には、広大な農地が広がっており、木造や低層住宅が多く、伝統的なたたずまいが残されています。

この広大な干拓地の農地の風景を守ります。

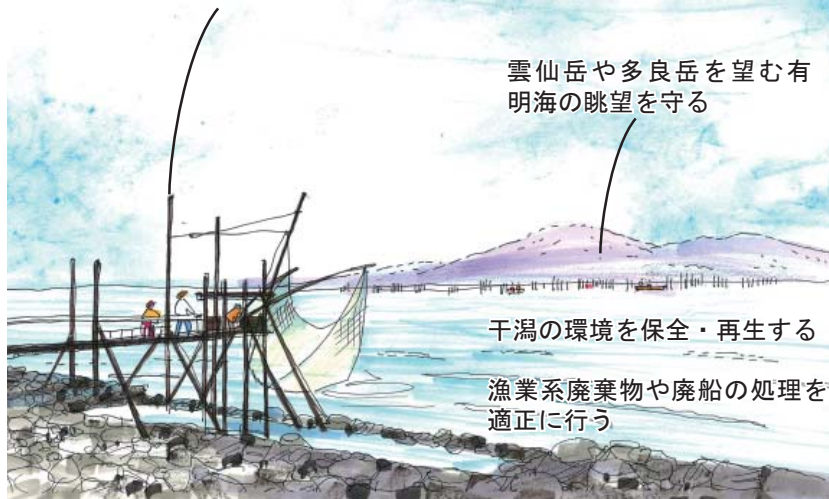


雲仙岳や多良岳を望む風景 ー有明海の恵みを感じるー

堤防から見る風景は、海の営みを感じさせます。秋から春にかけての海苔養殖の風景「海苔ひび」、柳川古来の漁法「蜘蛛手網漁」など柳川ならではのものが多く残っています。また、有明海の向こうには雲仙岳や多良岳を望むことができます。

この有明海の恵みを感じ、雲仙岳や多良岳を望む風景を守ります。

地域で受け継がれてきた伝統的な漁業や行事を継承し、景観の保全につなげる



以上のような景観づくりのイメージを実現していくために必要な「景観形成基準」や「市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり」について、次ページ以降に示します。

(2) 景観形成基準

届出対象行為に対する守るべき基準です。届出対象行為に該当する建築、建設行為などの際はこれらの基準に沿うことが必要です。

①建築物の建築等																																											
位置	<ul style="list-style-type: none"> 社寺等の歴史的建造物とその周囲の林(社寺林)との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。 																																										
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。 周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。 																																										
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																																										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材(木材、漆喰、土壁、瓦など)については使用可能とする。 <p>【マンセル表色系に基づく外壁の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="4">2以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="4">4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 見附面積の5%以下かつ高さ10m未満の位置に使用される色については、景観への配慮が認められる場合、アクセントカラーとして色彩基準外の色を使用可能とする。 アクセントカラーを用いる場合は、原則1色とする。 <p>【マンセル表色系に基づく屋根の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5以下</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2以上9以下				10m以上	4以上9以下				彩度	—	4以下	2以下	2以下	—	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5以下			8以下	彩度	4以下	2以下	2以下	—
	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																					
	明度	10m未満	2以上9以下																																								
		10m以上	4以上9以下																																								
彩度	—	4以下	2以下	2以下	—																																						
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																							
明度	7.5以下			8以下																																							
彩度	4以下	2以下	2以下	—																																							
素材	<ul style="list-style-type: none"> 金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。 																																										
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。 																																										

②工作物の建設等

位置	<ul style="list-style-type: none"> 社寺等の歴史的建造物とその周囲の林（社寺林）との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。 																							
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退などの工夫をする。 																							
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【マンセル表色系に基づく色彩基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">色相</th> <th style="width: 15%;">工作物の高さ</th> <th style="width: 15%;">黄、黄赤、赤</th> <th style="width: 15%;">黄緑、緑、青緑、青</th> <th style="width: 15%;">青紫、紫、赤紫</th> <th style="width: 10%;">無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m 未満</td> <td colspan="4">2 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10 m 以上</td> <td colspan="4">4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ガードレールなど防護柵については周辺景観に調和する景観色を推奨する。 	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m 未満	2 以上 9 以下				10 m 以上	4 以上 9 以下				彩度	—	4 以下	2 以下	2 以下	—
色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																			
明度	10m 未満	2 以上 9 以下																						
	10 m 以上	4 以上 9 以下																						
彩度	—	4 以下	2 以下	2 以下	—																			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に敷地の緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m² 以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3% 以上確保する。 																							

③開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 開発行為により生じた法面については、周辺景観と調和した緑化などにより修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> 開墾後の土地の形状が、周辺の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	—
⑥屋外での物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積物が通りや川下り舟から見えなように遮蔽するなどの工夫を行う。
⑦特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

(3) 市民や事業者に積極的に取り組んでもらいたい景観づくり

<ul style="list-style-type: none"> 合併浄化槽の設置や公共下水道への接続などにより、生活雑排水を直接掘割に流さないようにする。 木造、低層を基本とした昔ながらの伝統的たたずまいを基本に、広大な干拓景観になじむ工夫をする。 山並みへの眺望景観など、遠景への違和感が少なくなるように勾配屋根とし、できるだけ瓦を使用する。 農業用資材などは、道路などの公共の場所から見えないところに長期間置かない。 有明海的环境を守り、宝の海を取り戻すため、漁業系廃棄物は適切に処理し、廃船の処理は持ち主が責任をもって行う。 日本有数の干潟の環境を守るため、関連する活動などに積極的に取り組む。
